

# 新宿区教育委員会会議録

## 平成22年第7回定例会

平成22年7月2日

新宿区教育委員会

## 平成22年第7回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成22年7月2日(金)

開会 午後 2時30分

閉会 午後 4時09分

場 所 新宿区役所6階第3委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	羽 原 清 雅	委員長職務代理者	松 尾 厚
委 員	白 井 裕 子	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	菊 池 俊 之	教 育 長	石 崎 洋 子

#### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 政 策 課 長	竹 若 世 志 子	副 参 事	松 田 浩 一
事 務 取 扱			
教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫	学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	向 隆 志
統 括 指 導 主 事	工 藤 勇 一	地 域 文 化 部 文 化 観 光 課 長	山 田 秀 之
		国 際 課 長	

### 書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎		

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第34号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第35号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 議案第36号 教育財産の取得の申出について
- 日程第4 議案第37号 新中央図書館等基本計画（素案）について

### 協議

- 1 平成23年度新宿区特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書及び一般図書の採択について

### 報告

- 1 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示した件の執行について（教育政策課長）
- 2 平成22年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 3 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成21年度管理運営業務に係る事業評価報告書について（教育政策課長）
- 4 新中央図書館等基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について（副参事「新図書館・学校情報化推進担当」）
- 5 学校選択制度等に関する意識調査について（学校運営課長）
- 6 平成23年度新一年生受け入れ可能教室数について（学校運営課長）
- 7 第25回西戸山地区中学校統合協議会について（教育施設課長）
- 8 新宿区立図書館（地域図書館2館 鶴巻・西落合）の指定管理者の募集について（中央図書館長）
- 9 その他

開 会

羽原委員長 ただいまから平成22年新宿区教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

議案第34号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

議案第35号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

議案第36号 教育財産の取得の申出について

議案第37号 新中央図書館等基本計画（素案）について

羽原委員長 本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務に係る議案があるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光国際課長に出席していただいておりますので、御承知おきください。

それでは、議事に入ります。日程第1、議案第34号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則、日程第2、議案第35号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則、日程第3、議案第36号 教育財産の取得の申出について、日程第4、議案第37号 新中央図書館等基本計画（素案）についてを議題とします。説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 では、34号議案から第37号議案について説明いたします。

第34号議案の新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則ですが、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例等の改正に伴い、新宿区教育委員会が管理執行することになった事務について、教育長に委任することのほか、規定を整備するものでございます。

なお、本東京都条例の事務処理の特例制度は、東京都教育委員会の権限に属する事務の一部、これは県費負担教職員に関する部分ですが、について、区の教育委員会が管理執行することができるものです。また、教育委員会の会議の効率的執行などのため、地教行法第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任するものです。

まず、教育長に委任する内容ですが、（１）都費負担教職員への休息時間の付与、（２）３歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の免除、（３）小学校就学前の子の育児または介護を行う職員の超過勤務の制限、（４）子ども手当の認定及び支給についてです。いずれも第２条を改正しております。

次に、幼稚園教育職員の勤務、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、（１）３歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の免除、（２）小学校就学前の子の育児または介護を行う職員の超過勤務の制限の事務について、教育長に委任するものです。

次に、規定整備ですが、休息時間の廃止に伴い規定を削除しております。

また、子ども手当の認定及び支給については、児童手当法の規定を準用し、読みかえ規定で対応しております。そのため、第２条第８号で、県費負担教職員の児童手当の規定の読みかえ規定をし、３歳以上、小学校修了前児童に係る特例給付である児童手当法附則の７号、８号を追加し、委任規則の附則第２条で子ども手当に準用する旨の規定を整備しております。施行日は公布の日です。

次に、第35号議案の新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則ですが、統合新校となる新宿西戸山中学校の通学区域を定めるもので、西戸山中、西戸山第二中の両地域をあわせた区域とするものです。新旧対照表の第２条関係で別表のとおりとなります。

なお、平成23年４月１日から中学校に就学する予定者の適用規定についてを附則に設けております。施行日は平成23年４月１日です。ただし、予定者の適用については公布の日となります。

次に、第36号議案の教育財産の取得の申出についてですが、新宿区立林芙美子記念館に隣接する土地及び建物を、記念館資料及び備品等の保管庫として取得するものです。詳細は裏面のとおりです。取得理由、取得後の効果については、土地建物の所有者からの寄附の申し出があり、現在同記念館の蔵がミニギャラリーとして活用されており、収納スペースが不足していることから、取得するものです。その結果、資料や備品または各種印刷物や配布物の保管場所として有効活用できること、また今後増加が見込まれる来館者の利便性に寄与するものと考えられます。

なお、資料として寄附の申出書、それから図面、蔵の入り口を変えるための一部工事図面などを添付してございますので、御参考のほどお願いいたします。

次に、第37号議案の新中央図書館等基本計画（素案）についてですが、中央図書館の役割や機能を抜本的に見直し、ＩＣＴ社会に対応した情報センターとしての機能を強化した新中

中央図書館の建設の検討に当たり、新中央図書館等基本計画を定める必要があるためです。

なお、この基本計画の素案については担当副参事から御説明いたします。

よろしく願いいたします。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） それでは、新中央図書館等基本計画（素案）について、御説明をいたします。

新中央図書館の建設に当たりましては、既に本委員会で御報告しましたとおり、昨年9月に、学識経験者や区民委員も交えた新中央図書館等基本計画策定委員会を設置しまして、各種調査などを実施してまいりました。策定委員会では、ICT社会に対応した情報センターとしての機能を強化した図書館のあり方について、7度にわたり検討を重ねてまいりました。先般策定委員会から提出されました中間のまとめを踏まえ、区と教育委員会の連名で、新中央図書館等基本計画（素案）を作成するものです。

それでは、お手元の素案の冊子の目次をご覧くださいと思います。

素案は4章立てになっています。第1章では、メディアの多様化など、図書館を取り巻く背景を述べた上で、ICT社会に対応した情報センターとしての機能を強化した新宿の知の拠点のイメージを表現するため、新しい施設を、（仮称）新宿メディアプラザと呼んでいるというようなことを記載しています。

第2章では、基本コンセプトや新たな機能など、（仮称）新宿メディアプラザの方向性を、第3章では、（仮称）新宿メディアプラザで提供していく3つの主要なサービスを、第4章では、運営に当たって留意していく事項、あるいは地域図書館とのかかわり等を記載しています。

それでは、素案の中身を簡単に御説明いたします。8ページをお開きください。中ほど下部分に記載しておりますように、（仮称）新宿メディアプラザの基本コンセプトを、新宿力で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けた新宿の知の拠点と記載しています。

このコンセプトを実現するための機能を、次の9ページ、10ページで、伝える、支える、集うの3つのキーワードで表現しています。伝えるは、基幹的機能である情報伝達を、支えるは、利用者の課題解決の支援を、集うは、これまでの個人利用のイメージが強かった図書館で、個人の交流により、より大きな力を生み出すことを意味しています。これまでの図書館と（仮称）新宿メディアプラザの対比については、4ページをご覧ください。（仮称）新宿メディアプラザの概念図を示しています。一番小さな輪は図書の貸し出しを中心としました一昔前の図書館を表現しています。現在の中央図書館は、真ん中の輪で表現して、

区民の要望等にこたえ、インターネット検索やレファレンスサービス、あるいは子どもへのお話し会などのサービスを付加をしてきました。一番大きな輪が（仮称）新宿メディアプラザでございます。多様なメディアへの対応や、地域資料としてのコミックの収集、公文書のアーカイブ機能、情報コンシェルジュ、情報交換、交流の仕組み等を付加し、従来の図書館の枠を越えた地域の知の拠点としていくことを表現しています。

次に11ページから12ページにつきましては、2番として、時代に対応したメディアセンター機能としまして、（仮称）新宿メディアプラザが技術革新等により多様化するメディアに対応して、（仮称）新宿メディアプラザ自体も変革を遂げていくことを表現しています。3番の地域資源等との連携・協力につきましては、（仮称）新宿メディアプラザが自身で何でも行うのではなく、新宿の豊かな資源、地域資源と連携・協力し、区民の多様なニーズにこたえていくことを表現しています。4番の誰もが利用できるために、のところでは、誰にとっても使いやすいユニバーサルデザインの考え方を導入していくこととしています。

次に、第3章、13ページをお開きください。第3章につきましては、メディアプラザが提供していきます新しいサービス等を記載しています。先ほど4ページの図で御説明しました一番外側の輪の部分に対応するものの説明をこちらで記載しているものです。

第4章、21ページ以降では、こちらにつきましては新宿の知の拠点の実現に当たってということで、（仮称）新宿メディアプラザの運営につきまして、区民との協働、あるいは人材の育成、活用、あるいはニーズを踏まえたサービスの計画と改善としまして、PDCAサイクルでサービスを改善していくこと、あるいは地域図書館との役割としまして、新宿メディアプラザが果たしていく役割について記載しています。

24ページの最後の部分ですが、（仮称）新宿メディアプラザの建設に伴い、新宿区の図書館配置が大きく変わることに、あるいは現中央図書館の跡地、あるいはメディアプラザの近隣する地域を含めまして、新宿区全体における図書館の配置について検討していくことを述べています。

以上、雑駁でございますが、説明を終わります。

羽原委員長 説明が終わりました。

議案第34号について、まず御意見、御質問がありましたらどうぞ。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第34号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

羽原委員長 議案第34号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第35号について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

これは、これまでの地域が一本化されるということです。

それでは、御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終わりたいと思います。

議案第35号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

羽原委員長 議案第35号は、原案のとおり決定いたしました。

次いで、議案第36号について、御意見、御質問をどうぞ。

差し支えなければ良いのですが、林福江さん、成瀬さんの、芙美子さんとの姻戚関係を御説明いただければと思います。

地域文化部文化観光国際課長 本日は傍聴の方も多数いらっしゃいますので、プライバシーに触れない最低限の範囲でという説明にさせていただければと思います。今回寄附の申し出をされました林福江さんについては、林芙美子さんのめいごさんに当たる方、それから成瀬さんについては、やはり林福江さんのめいごさんに当たる方、姻戚関係を持っていらっしゃる方ということでございます。

羽原委員長 ほかに。

石崎教育長 現在のこの石蔵はミニギャラリーとして活用しているということですが、どのようなものを展示しているのでしょうか。

地域文化部文化観光国際課長 石蔵のミニギャラリーですけれども、館の全体の展示の構成について、お手元にパンフレットをお配りしておりますので、こちらをご覧ください。館の内容ですけれども、旧住居だった部分と、それから図面の右側に当たる部分、こちらが展示のスペースになっておりまして、こちらの展示のアトリエと書いてあるところに常設の展示として林芙美子の人となりですとか、それから林芙美子を書いた自筆のもの、こうした資料が展示をしてあるということがまず基本でございます。それにあわせて、石蔵については、年4回企画展示の入れかえということで、写真の資料や、それから普段置いておくことができないもので、博物館に収蔵してあるもの、それをこちらの石蔵に持ってきて展示の入れかえしながら現在活用している、そのような状況です。

羽原委員長 よろしいでしょうか。

それでは、討論及び質疑を終了いたします。

議案第36号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

羽原委員長 議案第36号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第37号について、御意見、御質問がありましたら、どうぞ。

松尾委員 この素案の8ページのところに、基本コンセプトとしまして、新宿力で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けた新宿の知の拠点と書いてあります。コンセプトの、次ページの、伝える、支える、集うという説明は大変よくわかりますが、この新宿区基本構想で示された目指すまちの姿、その部分に新宿力で創造する、やすらぎとにぎわいのまちというものが関係してくると思えますが、そのあたりの関係が、これを見ただけではわかりづらかったものですから、もう少し御説明いただけませんか。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 御案内のとおり、新宿区の基本構想で目指すまちの姿というのも掲げています。それがこの基本コンセプトの前段の部分、新宿力で創造する、やすらぎとにぎわいのまちというのが新宿区の基本構想で掲げている新宿区を目指す姿ということです。新しいメディアプラザにつきましては、知識や情報という側面で、基本構想で目標としております目指すまちの姿について、貢献をしていく。新宿区の自治の力の向上に貢献していくんだというような議論のもとに、このような基本コンセプトにしています。

松尾委員 もう少し正確に申し上げますと、この説明の中のどの部分が新宿区基本構想で示された部分に当たって、どの部分が今回それを新中央図書館等基本計画に向けて新たに策定しようとする部分なのかというところの区別が見づらいので、そこを御説明いただければと思います。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 素案の2ページをご覧ください。2ページの部分、第1章の2番に、新宿区が目指すまちの姿ということで、平成19年12月に新宿区基本構想あるいは新宿区総合計画を策定しているということを記載しています。その四角の枠の中に掲げていますが、新宿区基本構想における3つの基本理念というものを基本構想でうたっています。これらの3つの基本理念とともに、おおむね20年後の平成37年を想定した新宿区を目指すまちの姿という記載の中で、新宿力で創造する、やすらぎとにぎわいのまち、このフレーズが基本構想に書かれているまちの姿ということです。新宿区を目指すまちの姿である、この部分の実現に向けた新宿区の知の拠点になっていくということで、8ページに戻っていただき、基本コンセプトの四角の枠で書いてある部分の1行目、にぎわいのまちまでが基本構想の部分、その実現に向けて新宿区の知の拠点になっていきますという部分が、今回このメディアプラザで考えた基本コンセプトということでございます。

松尾委員 それはわかるのですが、次のページの9ページ、10ページの、伝える、支える、集うという、具体的なコンセプト、この部分は、そうしますと、すべて今回の新中央図書館等基本計画（素案）で新しく策定したものという理解で合っていますでしょうか。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） この3つのキーワードについては、知識とか情報を核に考えたキーワードということで、今回の策定委員会の中で議論して、出した3つの言葉でございます。

松尾委員 申しわけありません。言葉もさることながら、その下にある説明です。例えば伝えるとありますが、その下に（仮称）新宿メディアプラザは、多様な情報を収集し、わかりやすく伝達する情報発信の拠点となりますとありまして、その後にメディアの多様化が進展し云々という説明が書いてありますが、その内容も含めて、今回新たに策定したという理解でよろしいでしょうか。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 既に新宿区図書館基本方針が平成20年に策定をされておりまして、知の拠点などという部分については、方向性がありました。ただし9ページ、10ページに書いてあります3つのキーワードに伴うそれぞれの情報発信の拠点になりますという部分まで含めて、今回策定委員会で議論して一から積み上げていってつくっていったということでございます。

羽原委員長 感想だけですが、新しい図書館は行政の側からいくとこういうコンセプトである。これはそういう立場でいえばよくわかる。しかし、僕の考えでは、9、10ページの集うはいいとして、伝えるや、支えるは、行政の側の取り組み方であって、利用者の感覚からすると、支えられるわけではないし、伝えられるわけではないし、能動的に図書館を活用するという意味からすると、行政という立場を離れて受けとめると、少し違和感を覚えます。これまでいろいろ民間の方々が入られて、学識者の方たちの結果でありますから、感想だけにとどめますが、そういう印象です。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） おっしゃるように、行政の能動的な立場を書いたというようにも見えるところですが、例えば伝えるというところ一つとっても、（仮称）新宿メディアプラザだけが情報を集めていくのではなくて、地域の豊かな地域資源、あるいは利用者の方が集めてくる地域情報などを伝える、収集するという方法をとっていくことも可能ですし、あるいは支えるにつきましても、行政が支えるというだけではなくて、それぞれ多様な主体による支え合いの社会というようなものをつくっていく、そのようなことを支援していくという仕組みもあろうかと思えます。そういう意味では支えるについては支え合

う、あるいは伝えるについては伝え合うというようなニュアンスを含めて、このようなキーワードとすることで考えてもよろしいと考えています。

羽原委員長 4ページのコンセプト、概念図ですが、地域資料としてのコミックの収集・保存、これは悪いことではないですが、コミックをうたうなら郷土資料、郷土情報を集めることも必要ではないでしょうか。それに1が郷土情報なら、2がコミックでもいいけれども、コミックにウエートがあって、地域情報がないというのは感心しないです。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 地域情報というのは、今回特に力を入れていくということで、14ページで特に第3章の資料の部分の（2）ということで見出しをして記載をしています。ただし、委員長の御指摘のとおりだと思いますが、4ページの図の中においては、恐らく委員長御指摘の地域資料については、一番外側の部分ではなくて、もっと中側の部分に、本来的な業務の中にある部分であると思っています。なおかつ、今回新しい施設ということで、特にそういうところに力を入れまして目出しをしていくということで、1項目設けて記載をさせていただいているということです。

羽原委員長 これまで何回かの議論の中で、地域情報にウエートを置く、郷土資料の収集に力を入れるという観点を今まで言ってきました。それはほかのところに書いてあるからという答弁は納得はしないが、もうぎりぎりだから直さなくてもいいけれども、釈明ではなくて、その視点をきちんとしていただきたい。趣旨だけわかっていただければ答弁はいいです。

熊谷委員 今回の基本構想につきましては、新中央図書館基本計画（素案）ということで、最初のころは、従来の図書館の機能強化程度だったのが、実際に昨年から7回にわたる策定委員会で十分に検討していただいて、またその間に何回か教育委員会あるいは協議会で報告をしていただいたので、私が最初思った以上に非常によくまとまってきたということ、まずそれを申し上げたい。

それから、先ほど御説明されたように、新宿区の基本構想と整合性をとります。新宿区の基本構想というのは単に図書館だけではないですから、情報、あるいは区民の構成の問題など、すべてを含めて考えている基本構想の中で、かなりの部分について今回の計画の形が見えてきたような気がしています。その上でお聞きしたいのは、この新宿区の基本構想は20年後の2025年、平成37年あたりを目標にしていますけれども、このメディアプラザは今後今回の素案を踏まえて実際の建設計画に入っていくわけです。その辺で、いつごろを見据えてこの計画を実現していくのか、どのようなことが今の段階で考えられるのかをお聞きします。

それともう一つは、このメディア機能を充実させると、素案の中にも書いてありましたけ

れども、従来の地域の図書館自身も変えないと、今の地域の図書館そのままメディアプラザの中で機能を分担し、あるいは連携するというのは、少し新しいことについて無理があるので、その辺は地域の図書館についても今後新しい形を考えていかなければいけないと考えます。その辺はどのように考えておられるか、あるいは考えるこれからの何か計画があるのか、その辺をお聞かせください。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 今回素案を作成いたしまして、新中央図書館等基本計画、後ほど本日の報告案件の中でパブリックコメントということで御説明をさせていただきますけれども、この素案をもとに区民の皆様の御意見を伺っていきたいと考えています。そして本計画は秋に策定をしていくという予定をしています。それ以降につきましては、ご覧のとおり、基本計画につきましては、理念的なもの、どのようなことをやっていくのか、というような記載にとどまっています。今後これを実現するためにはどのような建物、施設、設備が必要であるのかという議論を秋以降始めていくというような段取りになると考えています。大きさ等々もまだ議論をしていない段階ですので、今後その辺のスケジュールを立てていききたいと、今のところは考えています。

それから、2点目の地域図書館の関係ですが、最後に少し地域図書館の役割云々ということで第4章に記載をさせていただいていますけれども、委員御指摘のとおり、メディアプラザだけ立派になってもなかなか知の拠点というところは達成しないと思っております。いろいろな問題がございますけれども、そういったところを踏まえて、今後考えていききたいと思っております。

熊谷委員 これから実際の計画に入っていくということですので、これも秋からできるだけ早くそれを実現していただきたいと思っておりますけれども、少なくとも新図書館がプラザとして形になるのは、20年後ではないと思っておりますがいかがですか。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 20年後といいますが私ももう退職しておりますので、粛々と手順を踏んで具体的な計画づくりをしていききたいと考えていますので、そんなのはか先にはならないと考えています。

松尾委員 もう2点ほどお話ししたいのですが、1つは4ページの概念図の従来の図書館のところに、図書の貸し出しを中心とした図書館と書いてあります。図書館に関する話の中では、私自身の経験といたしまして、図書館で資料を調べる、あるいは、調べ物をして、それで必要な情報が得られたら必ずしも借りて帰らなくてもいいわけですし、あるいはじっくり落ち着いて本に取り組みたいと思った場合には図書館の閲覧室、静謐な環境の中でじっくり

時間をかけて本を読む、そういった経験もあります。恐らく行政の側からしますと、図書館の利用率というものが図書の貸し出し点数というところである程度はかられる部分があるかと思しますので、そういった観点から図書の貸し出しを中心とした図書館ということ従来図書館というように位置づける形になったのかと思えます。しかし、これまでの図書館と申しまして、必ずしもそのような貸し出しだけの機能ではなく、先ほど申しましたように、一つはやはり静かな環境で本に取り組んだり情報を収集したり、そのような機能も当然これまでであったところでもあります。それに関していえば、ここの概念図のところの説明に少々不満を感じているところです。それがまず一点です。

もう一点は、これから具体的な計画に入っていくということですが、しばしば行政というのは、一度動き出すとなかなか方向修正が難しいというようにいわれるところですが、実際のところどうなのか。私はそれは事情によるところだと思いますけれども、正直申し上げて、ICT社会の進展、今後どのように進展していくのかという点については、やはり未知数の部分が非常に多いかと思えます。恐らく、今回のこの基本計画（素案）は、現在考えられる限りの事柄をすべて考慮に入れて策定されたものであると思えますけれども、今後の展開次第ではどのように変わってくるかもわからない、そういう面があるかと思えます。ですから、これから計画を実際に具体化して進めていくに当たっては、必ずしも一度決めたことにとらわれずに、新しい事情の変化に応じて柔軟に、フレキシブルに対応できるような体制づくりをして進めていくべきではないかと考えます。

具体的に建物に関していえば、どんな変化にもある程度は対応できるように、建物の面積、設計等についてもフレキシビリティを確保した形でぜひ進めていただきたい、そのように考えました。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 1点目の概念図の一番左側の小さな図書の貸し出しを中心とした図書館というように単純化して書かせていただきました。対比をするために、何が違うんだというところを強調するために単純化して、本を貸すという記載にしています。委員御指摘のとおり、戦前から図書館は本を貸すとともに、読書活動などをやってきたとか、いろいろな機能を果たしてきたというのは文献にも載っているとおりです。そこを少し対比するために単純化して書かせていただいたということで御了承いただきたいと思えます。

2点目の、変化に対応して進めるべきとの御指摘と思えます。まさしく策定委員会でもそのような議論が強調されておりまして、例えば今電子書籍というものが少しずつ入ってきて

おります。新しい施設をつくりますと20年、30年、40年使い続けることとなります。変化の激しい時代に、今現在で物を考えても将来対応できないとどうしようもないということで、この素案の中でも、時代に対応したメディアセンター機能というのはどういうものなのか、今からどんな時代になるかはよくわからないけれども、その中でも公共の果たす役割というものを踏まえて、いろいろな変化に対応していこうではないかというような議論を策定委員会でしたところでございます。まさしく松尾委員御指摘のとおり、ハード的にも可変性のあるようなものというものを考えていきたいと思っております。

白井委員 素案づくり、大変お疲れ様でした。1年間で7回も策定委員会が開かれて、構成メンバーを見ましても、15人中8人が地域代表や公募で区民の方も参加しているという点で、よくここまでコンパクトにまとめてくれたという気がします。

4ページの概念図、いろいろ御意見はあったと思いますが、これを見ると目指すべき方向がわかりやすい図であるべきという意味で、これは素案なので、先ほど出た地域資料や、ポイントとなるものを入れていければ、もっとビジュアル的にわかる計画になるのではないかと思います。

この素案の中で、特に新宿区の基本構想との関係で、区民というものを新宿区の中に住む人だけではなくて、そこで働き、学び、活動する人を対象にすることを新宿区は考えているということが基本にあったと思います。それに対応するように、12ページでは、新宿区の特徴として外国籍の方が多い。そういう人たちも利用できる資料の収集なども考えているという点で、私は新宿区基本計画でいっていた区民の意味が漠然としていたのですけれども、それがこの中央図書館の素案の中ではきちんと外国の方にも利用できるような形を考えるという点で連動しているし、広がりもあって、20年後、本当に多文化共生の社会ができるという点で、筋が通っているというように思いました。

以上です。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） ありがとうございます。特に今回整備する場所が大久保という地域でもございますので、多文化共生は、新宿区のキーワードと思っています。当然知識、情報の点でも誰にでも使える、誰にとっても使いやすいという意味でも、そういうところにも配慮していきたいと考えています。

羽原委員長 それでは、議案第37号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

羽原委員長 議案第37号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

協議 1 平成23年度新宿区特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書及び一般図書の採択について

羽原委員長 次に、協議へ移りたいと思います。

協議 1、平成23年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書及び一般図書の採択についてを協議いたします。

説明を教育指導課長から、よろしくをお願いします。

教育指導課長 それでは、お手元の協議 1 の資料をご覧くださいと思います。一番上に、写し、答申と書かれてあるものの束でございます。

5月20日に平成23年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択につきまして、審議委員会を設けて審議するという諮問を教育委員会からいたしました。それに基づきまして審議を行い、6月30日の審議委員会において、その諮問に対する答申がなされたところでございます。

それでは、まず読み上げさせていただきます。教育長に委員長から答申を手渡したところでございます。

本委員会は、平成22年5月20日、貴委員会からの諮問を受け、平成23年度使用新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び一般図書）の採択に際し、採択の対象となるすべての教科用図書について、適正かつ厳正に調査、審議を行いました。その結果、別紙記載の学校の希望図書がすべて東京都の特別支援教育教科書調査研究資料から選定されており、適正であると判断したので、ここに答申いたします。

平成22年6月30日、新宿区教育委員会様、教科用図書審議委員会委員長、中西憲次ということでございます。

それでは、次のページをおめくりください。これが調査研究資料です。これは相当厚い束になっていますけれども、中ほど、どこのページでも結構ですのでお開きください。

この資料は、東京都教育委員会が作成した特別支援教育教科書調査研究資料から、書名及び出版社名を一覧にしたものです。また、表中のいずれかのページで、網かけになっているところがあるかと思います。これが学校から採択希望があったものです。ここには、ただ

いま申し上げました学校から採択希望が上がったものに加えまして、東京都の調査研究資料に掲載されているすべての一般図書を示しています。このような形で資料を作成いたしましたのは、新宿区におきましては平成17年5月23日に出された本区の採択方針に基づきまして、各学校の児童・生徒一人一人の障害の状況に応じた学校からの採択希望図書に加え、東京都教育委員会が調査研究した一般図書を一括して採択することを定めているということによるものでございます。

このメリットですけれども、大きく2つあります。1つは、児童・生徒さんの障害の状況が採択時と、つまり現在と来年度使用する時期とで場合によっては異なる場合があるため、幅広く採択をすることによって、児童・生徒さんに応じた教科書を配布することができるということです。

2つ目は、新宿区立学校の特別支援学校並びに学級において、今現在いらっしゃる児童・生徒さんに加えまして、今後新たに新入学あるいは転入学してこられる児童・生徒さんに対しましても、障害等の状況に応じた教科書を速やかに配布することが可能であるということでございます。そのような点も踏まえまして御協議をいただければありがたいと思います。

なお、本日は各学校の希望が上がっているものだけではありませんけれども、一部今現在使われている一般図書の例をお持ちしておりますので、ご覧いただければありがたく存じます。

なお、一番後ろのページをご覧ください。今年度従来にないもののペーパーが加わりまして、拡大教科書というものでございます。昨年度10月でしたが、新宿養護学校のお子さんで、障害の状況が変わりまして、拡大教科書が必要になったということで、追加して皆様方に採択をしていただいたということがありました。今回もそのような希望が上がってきています。昨年度までは、本日のような協議いただき、その後、7月の臨時教育委員会において採択をしていただいたところです。しかし、次年度に向けて通常の小学校で使用する教科書と同一の拡大教科書を希望したいというような希望が上がってまいりましたので、本日は御協議いただきまして、採択につきましては来月、8月の定例教育委員会において通常の教科書採択にあわせまして、この一般図書につきましても採択をしていただきたく存じます。

長くなりましたが、説明を終わりにさせていただきます。

羽原委員長 説明が終わりました。

協議1について、御意見、ご質問がありましたらどうぞ。

松尾委員 小学校特別支援学級用とあるところで、算数の教科書が未定となっておりますけ

れども、これは未定ということによろしいのでしょうか。

教育指導課長 今、松尾委員から御指摘いただきましたのは、ホシ本というものについてでございます。いわゆる教科用図書という教科書がまずございます。これは別途皆様方にこれから十分な御協議をいただくものでございます、これが一つ。もう一つは、実はその通常の教科書では理解できないお子さんに対しましては、文部科学省がつくるホシ本といわれる教科書がございます。実はこれが次年度に向けてのものがまだ文科省で作成中でありまして、まだつくられていないのでございます。まだ示されていないので、このような記述になっているというようなことでございます。

以上でございます。

羽原委員長 では、御意見、御質問がなければ、協議 1 について、終了します。

以上で本日の協議は終了いたします。

- 報告 1 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示した件の執行について
- 報告 2 平成22年第 2 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
- 報告 3 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成21年度管理運営業務に係る事業評価報告書について
- 報告 4 新中央図書館等基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について
- 報告 5 学校選択制度等に関する意識調査について
- 報告 6 平成23年度新一年生受入れ可能教室数について
- 報告 7 第25回西戸山地区中学校統合協議会について
- 報告 8 新宿区立図書館（地域図書館 2 館 鶴巻・西落合）の指定管理者の募集について

羽原委員長 次に、事務局からの報告を受けたいと思います。報告 1 から報告 8 までについて、一括して説明を受けて、その後質疑を行います。まず、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 では、私から報告 1 新宿区教育委員会の権限に属する事務について、教育長に臨時代理を指示した件の執行について、報告いたします。第 6 回の定例会で臨時代理の指

示の決定をいただき、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が原案どおり可決されまして、6月18日に臨時代理を行いましたので、ここに報告するものです。規則の改正文、様式は添付のとおりでございます。

雑駁ですが、以上です。

次長 それでは、先日終了いたしました第2回新宿区議会定例会における代表質問のやりとり、それについて御報告をいたします。非常に量が多いものですから、幾つかピックアップしてお話を申し上げたいと思います。

2ページ目をお開きください。子ども園化の推進についてという御質問がございました。今後幼稚園舎を活用した子ども園化をさらに進めるべきではないか。それから、推進する担当組織についてどう考えているかという御質問でございました。基本的には待機児童の解消への取り組みは子ども園においても重要な課題の一つでありますと、そういう認識をお答えしているということと同時に、組織の部分につきましては、子ども園をスタートしたときの経緯の中から教育委員会が担当しておりますが、今後は所管についても検討してまいりますというお答えをしております。

4ページをお開きください。新教育課程の取り組みについてということで、新しい学習指導要領に基づいて作成されて内容が増えた教科書になるわけですが、それについてどう考えているかというようなことがございました。これにつきまして、学習への意欲を喚起するような内容がバランスよく盛り込まれ、その結果内容量が増加している。ただし、これはすべてを教えるということではなくて、これらの内容をバランスよく用いて学習効果が十分発揮されるような教育課程の編成に心がけていきます。指導、助言をしてきていますという答弁を申し上げております。

それから、6ページをお開きいただきたいと思います。子育て支援という部分でございますが、義務教育における教材費や給食費の無料化を国に求めるべきではないかというような御質問でございました。これは憲法26条の義務教育はこれを無償とするという規定があるということでそういう御質問でございましたけれども、この無償の意味は授業料を徴収しないことを意味するものであって、それ以上のものではないという答弁を差し上げております。

それから、新宿の子どもの健全育成を目指す地域協働学校づくりについてということで、設置が遅れているのではないかと。その理由はなぜかというお話でございましたけれども、東京都あるいは全国の進み具合をお話する中で、格別遅いということではないというお話をすると同時に、2年間のモデル校の実施期間の中で円滑な協働学校づくりが進むような準備

をしてきましたというような答弁を申し上げます。

それから、10ページに移りますが、新宿自治創造研究所と県費教員の人事権についてというようなことで、教職員の人事権の移管について、区長と教育委員会はどのように考え、どう対応しているかという御質問がございました。これにつきましては、既に区長会から、これを区に移管すべきであるというような意見を出しておりますけれども、教育委員会としても同じく東京都にそのような働きかけをしていくというようにお答えを申し上げます。

それから、11ページでございますが、これはまた子ども園化のお話でございました。子ども園に一元化をするということだけけれども、すべて一元化でいいのか。区立幼稚園がその結果、無くなってもいいのかというような御質問でございました。それに対しては、12ページに書いてございますけれども、子ども園は保育園と幼稚園が担ってきた機能をあわせ持つ施設であって、幼稚園の機能が失われるものではないというように考えていますとお答えをしております。

ごく一部、雑駁ではございますが、以上で御報告を終わります。

教育政策課長 では、私から報告3、新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成21年度の管理運営業務に係る事業評価について、報告書に基づき御説明いたします。資料の2ページをお開きください。

施設の概要は記載のとおりです。平成20年4月から株式会社フジランドが指定管理を受託してありまして、評価の結果は5ページ以降に記載しています。収支状況に関すること以外はおおむね適正に行われているという評価結果となりました。この収支状況について、Dの改善を要するという評価をした委員が1人おりましたが、7ページのところに具体的な記載があります。それを参照いただきますと、フロアの地下ピット内の水漏れに気づくのが遅れたことにより、節水ができず、水道料がはね上がったといったことなどがありまして、また昨年に引き続いて赤字の結果となっていることに着目し、改善を要するとの評価がされたものです。とはいえ、20年度は約1,400万円の赤字額に対して、21年度では約570万円と圧縮できたことなどから、ほかの委員の中におかれましてはおおむね適正な執行であったとの評価がされております。全体としては9ページをご覧くださいと思いますが、こちらは総評となっております。おおむね適正な管理運営が行われたという総合評価の結果になっております。特に評価できる点といたしましては、利用者数が増加し、平成7年の開設以来最多の利用人員を記録したという結果になってありまして、そのための営業努力がかなりあったと認められるものです。

また、改善が必要な点につきましては、先ほど述べましたように、20年度、21年度との比較で赤字額を大幅に圧縮させたものの、5年間を通じて収支バランスがとれるよう、さらなる経営努力が求められるといったことが記載してございます。

また、区としてですが、施設の老朽化に伴いまして施設設備の修繕が多々発生しております。本来130万円以下の小破修繕は指定管理者の負担としておりますけれども、区が施設所有者であることから区が修繕を実施したのもございます。今後も大規模修繕の予定も出てまいりますので、指定管理者と協議しながら計画的な修繕を実施しまして、施設をより適切に維持管理していく必要があるということを明記したものでございます。

非常に雑駁な報告となりますが、内容についてはご覧いただきたいと思っております。以上です。副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 報告4、新中央図書館等基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について、御報告申し上げます。

先ほど37号議案で御決定をちょうだいいたしました新中央図書館等基本計画（素案）に対しまして、広く区民の皆様から意見を求めるためパブリックコメントを実施するものです。資料の表側は先ほど御説明しました素案の概要ですので、裏面をご覧ください。パブリックコメントの実施でございます。期間は7月15日木曜日から28日間、8月11日水曜日までを予定しています。実施方法、素案の閲覧場所は（2）、（3）に記載のとおりです。あわせて、地域説明会を3回実施いたします。平日の夜間、あるいは土曜日の午前中、日曜日の午後ということで、区内3カ所にわたって素案の地域説明会を開催いたします。今後のスケジュールですが、パブリックコメント期間を終了の後、10月の下旬に策定委員会から最終答申をちょうだいして、秋に計画をつくっていくという予定でございます。

以上でございます。

学校運営課長 それでは、報告5並びに6につきまして続けて御報告をさせていただきます。

まず初めに報告5、学校選択制度等に関する意識調査についてです。学校選択制度等に関する意識調査の実施につきましては、本年1月の第1回定例会におきまして御説明をさせていただいたところです。このたび具体的な実施内容がまとまりましたので、改めて御報告するものです。

なお、恐れ入りますが、本日お手元でございます資料、一部訂正をお願いいたします。1の調査対象者・対象数の（4）町会・自治会の人数でございますが、198とありますが、197の誤りです。したがって、合計数も4,424から4,423名に変更をこの場でお願いいたします。

それでは、内容の御説明をさせていただきます。今回の調査につきましては、より広く学校現場や地域の方の御意見をお聞きするために、これまで実施してまいりました新一年生の保護者アンケートに加えまして、お手元の資料1の(1)の小学校6年生、中学校3年生の保護者から(6)にあります教員までの、延べ4,423名を対象にアンケート調査を実施するものです。

次に、調査項目ですが、学校選択制度の趣旨、手続等の理解度から、学校選択制度の適否まで、10のカテゴリーで対象者ごとに分類したものが2の表になっております。この表中では学校選択制度の趣旨、手続等の理解度や地域コミュニティへの影響、あるいは学校選択制度の適否などについてはほぼ共通項目といたしまして、各対象者に対して何らかの質問をしております。

また、今回は通学区域に関する意識調査などについても、地域の方々、PTA役員等を行うものでございます。

3番、今後の予定についてです。まず7月から8月にかけてはアンケートの送付、回収、集計等を行いまして、9月から11月にかけて集計結果をもとにした内容の分析、検証を行います。12月から1月にかけては報告書を作成する予定であります。

なお、報告書に関しましては、完成後に改めて委員会に御報告申し上げるものでございます。

なお、参考までに、例年行っております新1年生の保護者アンケートにつきましては、今年度約2,100名を対象に実施する予定であります。したがって、拡大版のアンケートとあわせて約6,500名を対象とした調査になるというものです。

次に、報告6、平成23年度新一年生受入れ可能教室数について、御報告申し上げます。お手元の資料をご覧ください。お手元の資料ですが、左端の網かけ部分が平成23年度、来年度の受入れ可能教室数です。その隣が今年度、22年度の受入れ可能教室数、それから、現1学年の学級数、現6学年学級数で、右端が前年度との比較増減となっております。時間の都合もございまして、増減のありました学校についてのみ御説明をさせていただきます。

初めに、小学校についてですが、3番の市谷小学校です。22年度は2教室でしたが、23年度については3教室ということで、1教室の増としております。理由といたしましては、学区内の対象児童数が既に80名を超えているということ、昨年度の同時期と比較しても6名増になっているという状況があります。今後の増加なども考慮いたしまして、現時点で1教室増の3学級としたものです。

次に、5番の早稲田小学校です。早稲田小学校も昨年度が2教室ですが、今回は3教室になっており、理由といたしましては、通学区域内の対象児童数が現在93名と、90名を超えているという状況です。したがって1教室増とさせていただくものです。

次に、11番の四谷小学校です。四谷小学校につきましては、22年度3学級でしたが、今回は2学級、2教室となっております。理由ですが、四谷小学校の学校自体は普通教室各学年2学級、全12学級を想定して設置をされております。さらに、児童数の増加等に対応するためにフリールームを3室設けているわけですが、学区域内の児童数が今後急増する見込みがあるという予測が立っております。できる限り現状の2学級を維持しながら、今年度フリールームを1教室使用しておりますので、残り2教室のフリールームを今後の対応に有効に活用していくことを考慮いたしまして、学区域内の対象児童数は今96名おり、2教室を超える状況ではございますが、学区域内の児童の指定校への進学率が約70%という状況であるため、2教室でも通学区域内のお子様につきましては十分受入れが可能であるという判断をしまして、1教室減とさせていただくものです。

次に、16番の戸山小学校です。こちらは学区域内の対象児童数が75名ということで、2教室で十分可能ということから今回2教室にしているものです。

小学校最後は20番の落合第一小学校です。こちらは学区域内の対象児童数は82名と、今2教室分を超えておりますが、先ほど四谷小学校のときに申し上げたような指定校への進学率、そのまま通学区域内のお子さんが指定校へ入る率が約71%という状況ですので、1教室減の2教室でも受入れが可能と判断いたしまして、今回2教室とするものでございます。

小学校の合計数といたしましては、22年度より1教室減の59教室ということになります。

次に、中学校についてです。中学校は4番の四谷中学校でございます。22年度は4教室でしたが、23年度は3教室ということで、1教室の減となっております。理由といたしましては、過去3年間の入学者数が3教室の受入れ可能数である120人以内であり、学区域内の対象生徒数も昨年度の同時期と比較すると10人減の140人となっていることから3教室でも受入れが可能であると判断し、1教室減とするものでございます。

中学校最後、10番の新宿西戸山中学校でございます。こちらは、ご存じのように西戸山中学校と西戸山第二中学校の統合新校として新たに4学級で受入れを開始するものでございます。結果中学校の合計数といたしましては、22年度より3教室減の34教室となるものでございます。

私からの報告は以上です。

教育施設課長 私からは、報告7、第25回西戸山地区中学校統合協議会について、御報告いたします。

第25回目になりましたが、その統合協議会の開催日時、場所、出席者は記載のとおりです。4の開催内容です。報告事項として、新メンバーの紹介及びこれまでの経緯について報告しました。校歌・校章等検討部会の報告です。校歌につきましては、前回当委員会で報告済みでございます。続いて、校章のデザインの決定です。裏面をお開きください。裏面のような校章に決定いたしました。これは、新校のコンセプト、目指す生徒像に基づいて、児童・生徒、教員等からのアンケートを行いまして、それを反映していったものです。4つの要素があり、地球、ペン、校舎、木ということです。それぞれのイメージ、コンセプトが記載されております。原案の意味ですが、地球は生徒が世界中で活躍すること、ペンは文化や学問の象徴、校舎は新宿に新しくできた未来をつくる学校、木は生徒が真っすぐ、素直に成長することということです。

表にお戻りください。統合記念品です。標準服等選定プレゼンテーションのことです。記載の日にち、場所で行います。4社が参加するということです。このプレゼンテーションについては、一番下の(2)のその他に若干の注釈がついております。この評価については、校歌・校章等検討部会の部会員により行うこととするが、当日は統合協議会委員の全員の見学もできるということにしております。標準服は10月の学校公開や学校説明会時に展示できるよう準備を進めます。

戻りまして ですが、校庭活用検討部会報告です。隣接する西戸山小学校の校庭と新校の校庭を一体的に人工芝で整備し、必要に応じて相互利用が可能となるような可動式防球ネットを設置します。工期ですが、11月から来年の1月までの3カ月間とします。ただし、夏休み中も前倒して若干の工事をするという事です。今後のスケジュールについては記載のとおりです。

以上です。

中央図書館長 それでは、報告の8、新宿区立図書館(地域図書館2館 鶴巻・西落合)の指定管理者の募集について、御報告します。

この件につきましては、第2回の区議会定例会におきまして図書館条例の一部改正が議決されまして、それに基づきまして今回指定管理者の募集を行うものです。23年度から導入する2館につきまして、22年度中に準備行為として指定管理者となるべき団体を募集するものです。

導入方法、指定期間等でございますが、民間事業者、NPO法人等の多様な団体の運営への参加を促し、図書館サービスの拡充を図るため、各館単位の公募を実施します。ただし、同一団体の複数館への応募は妨げません。資料の記載のとおり、21年度に、戸山・北新宿・中町図書館、22年度に四谷・角筈・大久保図書館を実施し、そして23年度に鶴巻・西落合図書館で実施する予定です。最終的には平成26年4月に地域館8館の指定管理者の選定期間を統一していきます。募集方法といたしましては、一般公募ということで、新宿区広報、図書館ホームページ、区立図書館各館に掲示して募集を行います。選定委員会につきましては8名、そのうち外部委員が5名、内部委員が3名ということで、内訳は記載のとおりでございます。

スケジュールですが、募集要項・業務要求水準書等の配布で、募集を開始いたしますのが7月15日から、この間に質疑応答、応募予定者への説明会、施設見学会を実施する予定であり、応募の締め切りは8月14日です。

また、選定委員会による選定作業ですが、第一次の書類選考会議が9月1日、第二次の公開プレゼンテーションを行う選考会議が9月9日です。その後、11月定例会におきまして教育委員会へ御報告をし、区議会第4回定例会におきまして議決をいただき、最終的には23年4月から基本協定締結を経て、指定管理者による管理運営への移行という予定で考えております。

以上です。

羽原委員長 説明が終わりました。まず、報告1について、御意見、御質問がある方はどうぞ。

御質問がなければ、次に報告2について、御意見、御質問の方はどうぞ。

御質問がなければ、次に報告3について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

白井委員 8ページの評価結果集計表の中で、収支状況に関することが総合評価がCということで、先ほどの説明ですと、去年は1,400万円ぐらいの赤字であったのが580万円と、かなり圧縮されているという努力は見られるということですが、どういう項目が圧縮できたのでしょうか。1,400万円から五百幾つというと1,000万円近く圧縮できていますけれども、どんな費目が削減できたのか、教えていただければと思います。

教育政策課長 収入から支出を引きますと約1,000万円、赤字が圧縮ができています結果になっておりますが、例えば支出額を比較いたしますと、200万円ほどしか圧縮はできていない。有料の利用料の収入、要するに利用者が昨年度までの予測でいけば多くても3,800人ぐらい

のところを、5,800人くらい利用者が増えているということで、利用料収入が非常に上がっている。その結果圧縮できているという状況になっております。

白井委員 そういう意味では1年間で経営努力がかなり見られたということでしょうか。

それと、第2点目として、学校利用者の利用に関するところで、食事量に見合ったおいしい食事が提供されていないという結果が出ているようですけれども、これはどのような中身なのでしょう。

教育政策課長 今回学校の小学校長、中学校長がそれぞれ委員になっております。6ページのところで、学校利用者の利用に関するところで、実はスキー教室では生徒たちが運動量が多いのでおなかがすくというようなことがあって、カロリーの高いメニューを工夫するというところで揚げ物などを結構出したようです。ところが、揚げ物のメニューが続くことから、子どもにとっては、非常にカロリーが高いけれども揚げ物ばかりであったというようなアンケートの結果が出てしまったということで、業者もいろいろ献立工夫しているところですが、評価委員の中で評価がいま一つであったという結果になったものです。

白井委員 この項目のところは食事量に見合っていないという形なので、別に業者がけちったというわけではないということで、メニューの問題だったということですね。

以上です。

羽原委員長 ほかに。

参考までに、水漏れの被害金額と負担が、管理者になるのか、区側の負担になるのか、教えてください。

教育政策課長 お風呂場の地下室のほうでしたので、結局施設の中からは確認できなくて、外側で随分水が出ているということで気づくのが遅かったということです。工事につきましては区が負担をして修繕をしてありますが、水道料が、昨年が上下水道合わせて約580万円ぐらいのところを、今回上下水道合わせると約1,000万円ぐらいとなり、倍近い水道料負担が生じています。水道料は本来早く気づけばよかったです。そうはならなかったもので、本来区が負担するかしないかというところもありますけれども、今回は業者の気づきが遅いということで業者の負担にせざるを得ないという結果になっております。

羽原委員長 メーターはついているのですか。

教育政策課長 メーターは施設全体のメーターになっているので、結局水道料が上がっているのがどこであったか気づくのが遅かったということだと理解しております。

羽原委員長 管理責任ですね。区費でなくてよかったと思っております。

ほかに。

松尾委員 今の件で、水漏れが生じた根本的な原因はどこにあるのですか。

教育政策課長 その設備のどういう構造なのかまでは把握はしてございませんけれども、基本的には施設の老朽化に伴うものではないかと思っております。今回お風呂場も含めて修繕は入る予定でやっているところでございます。

松尾委員 もしそういう老朽化によるもので、直接的な原因がわからないということであれば、これに限らず同様の事態が今後も生ずる恐れがあると思しますので、未然に防止するのが一番でしょうから、その辺の体制づくりといいますか、体制といっても難しいかもわかりませんが、そういうチェックをうまくやっていただきたいというように思います。

白井委員 水道料金が先ほど述べられていましたが、数字的にかなり増えており、なぜ早くわからなかったのでしょうか。

教育政策課長 確かに水がどこかにたまっていれば早くに気づいたのであろうとは思いますが、雪解け水もよく玄関周りのところにたまったりすることもあるので、実際に気づいたのは施設棟の裏側のほうだったようです。草むらがあるような、そういうところだったようで、なかなか気づくのが遅かったということだと思います。

白井委員 委員長も聞いたように、メーターがあるわけですね。例えば私のうちでも1カ月使った量が多かったら水道局からチェックが入って、漏れていないですかと、逆に家族人数からすると多過ぎると今までの使用量から判断してすぐチェックが入りました。今回もこの施設を利用する人数というのはある程度毎月わかるわけで、その辺で水漏れが恒常的になっていたということはどこかではね上がっているわけで、そういうチェックができていなかったのかどうかということをお聞きしたいのです。

教育政策課長 確かに月例で使用料や支出の一覧表を業者も作成し、私どももそれを受け取っております。それが水道料が非常に上がっているところを見れば確かにどうしたのかと気づくべきところは確かに業者も私どもも反省点ですが、利用者の数が増えているということもありまして、そういうこともあるのかなという認識も、多少甘かった部分もあったのかなというようには思っております。業者も私どもも以後この点は気をつけてまいりたいと思っております。

羽原委員長 ぜひ、よく連絡をとって、過失の生じないようによろしくお願いいたします。

それでは、報告4に移りたいと思います。御質問がありましたらどうぞ。

これは先ほどの図書館の基本計画の関連であります。特によろしいでしょうか。

それでは、報告5の学校選択制度のほうへ移りたいと思います。御質問がありましたらどうぞ。

松尾委員 調査対象者にPTA会長、副会長とありますが、副会長は学校ごとに多分人数がばらばらだと思いますが、これは全員を対象とするのですか。

学校運営課長 全員を対象として実施をいたします。

松尾委員 例えば四、五人副会長がいるところもあれば、学校によっては2人とか、1人というところもあると思います。それはそれで構わないということですか。

学校運営課長 人数については学校によって若干の違いがあるというのは認識しております。ただ、対象としては会長、副会長ということで限定いたしまして、学校による増減はこちらも承知の上で実施をするということでございます。

松尾委員 これは記名のアンケートですか。

学校運営課長 無記名でございます。

松尾委員 そうしますと、地域差というのはこれではわからないということになるかと思えますけれども、それでよろしいのでしょうか。

学校運営課長 今回はこのアンケートによって学校選択制度にどのような意識等をお持ちなのかというところを調べるのが一つ目的としてあるのと、もう一方は情報を、今、学校選択制度に関してさまざまな情報が行き交っていますが、基本的な情報をお知らせするというところで、そういった目的もでございます。アンケートにつきましては、お名前はもちろん書いていただきませんが、学校名については記載をしていただくということで実施をしているものです。そこで状況はわかると思います。

松尾委員 学校名がわかるので、それで地域は特定されるということですね。わかりました。

羽原委員長 よろしいですか。

それでは、報告6に移りたいと思います。

松尾委員 先ほどの御説明で、四谷小学校と落合第一小学校につきましては進学率を加味して受入れ可能教室を決定するということでしたが、市谷と早稲田については進学率についてのお話がいりませんでした。そこはどのようになっているのでしょうか。

学校運営課長 市谷、早稲田について、通学区域内のお子様指定校に通う率としましては、両校とも80%を超えているという状況でございます。ただ、一方で通学区域内のお子様の数が基本的に80名以上今現在あるということと、進学率が高い、それからそのほかにも今後増えるであろう、つまり毎年この時期以降に転入者等も見受けられることから、この2校につ

きましては3学級でいくことが妥当であろうと判断したものです。他のものにつきましては、進学率等を見ますと2学級の中で十分対応ができるというように判断をし、早稲田と市谷についてはその2学級では難しいと判断をしたというものでございます。

松尾委員 これは2学級にするか、3学級にするかということで、そこはその判断が変わってきますと、学区内のお子様については違いはないかもわかりませんが、隣接する学区から学校選択制を利用して入ろうというお子さんにとっては、場合によっては抽せんになるかもしれないという、非常に大きな影響があるわけですが、そのあたりについては特に検討なさっていないのでしょうか。

学校運営課長 当然新宿区は学校選択制を導入しておりますので、例えば先ほど2学級のところについては、通学区域内のお子様は十分その中で対応は可能であろう。また、例年そこを選択している方の数等はこちらは勘案いたしまして2学級の中でも対応が、十分といえるかどうかは別としても、対応はできるだろうというように踏んでいるものでございます。また、2学級、3学級にするという部分については、大きな要素としては、施設の状況、ハード面等のこともございますので、先ほど四谷などで御説明をさせていただきましたのは、今後その通学区域内のお子様が増えていく状況が見受けられるといったときに、その施設の中で対応していくキャパシティ、これがどういった組み合わせで教室を確保していけば対応が可能であるのか、そのためには今状況として2学級で受入れが可能であるならば無理して3学級にする必要はないだろうといったような判断もありまして、2学級とさせていただいたものでございます。

石崎教育長 新宿区の子どもの数の状況ですが、全体的に人口が減少していった時期があって、そして現在は下げどまって増えているという状況ができています。ただ、全区的にということではなく、地域によってまだら模様というか、相変わらず減少している地域もあれば、増えているところもある。再開発に起因するもので、そういう状況があるということなので、来年度どうするかということだけではなく、もうちょっと5年先ぐらいを見越して考えていく必要があるという状況が出てきていると思っています。

もう一つは、今年度から小一プロブレム、中一ギャップの解消ということで、東京都も学級編制の基準を緩和してきているので、これが1年生、2年生という形で進んでいく。そういった新たな状況も出てきていますので、各学校の教室数を管理していく必要があると思います。従来も選択制の中でオーバーしていた学校については抽せんしていましたが、まずは学区内の生徒はその学校に入れるような状況をきちんとつくっていくということが、幾つ

かの学校については必要になっていると思いますので、その辺は事務局によく学校の状況を調査して把握して、この制度を運営していく必要があると言いながら今進めているところです。

羽原委員長 今回の教育長のお話で、地域による人口増と、それから1クラス40学級から30なり35になる。最少30になった場合、35になった場合、人口増がどうなるかという、少しフレキシブルにそういう各校ごとのことを計算しないと、教室数は幾らこれでオーケーといってみても、2年後になるか、3年後になるかは別としても、もう準備はしておかないと、統合問題もそこに引っかかってくる可能性があるし、ぜひピッチを上げて一度教育委員会に概況的なことをシミュレーション的に御説明いただきたいと思います。

学校運営課長 まず来年度の受入れ可能数につきましては、先ほど教育長からも話がありましたが、単年度だけではなく、将来的な需要なども見越しまして、どのように教室を今後確保していくのか、こういった視点からも考えていかなければいけないということで、今回増減があったものもごさいます。

それと、今、委員長からお話がありました、今後35人学級あるいは30人学級になるかもしれません。それはわかりませんが、今後そういった形での学級編制がなされていったときに、どのように教室を確保できるのか。これは長期的な部分も含めて、ぜひシミュレーションをして、実際に今の学校内ではどの程度教室が確保可能であるか。それともリンクをさせた上で、現状の状況、それと部屋がどの程度確保できるか、これをきちんと検証した上で、将来的なものを見据えたものを考えていかなければいけない、こういう認識に立っておりますので、ぜひその辺のところは早急に検討を進めていきたいと考えているところでございます。

羽原委員長 学校選択制をとって、一方で教室がないからここに限るとするのは、ちょっと自己矛盾になるので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、報告7、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

これは順調に推移しているという認識でよろしいわけですね。

教育施設課長 従来もそうですし、現在も工事の面でも基本的に順調に、それから統合協議会においての運営ということについても順調にということでございます。今後第2回目の学校説明会等が10月9日にありますので、それに向けての準備というのも一つのポイントになると思いますが、それも準備をきちんとしていきたいと考えております。

羽原委員長 それでは、ほかになければ報告8に移りたいと思います。これは区立図書館の指定管理者の募集の問題ですが、何か御意見、御質問がございますか。

報告 9 その他

羽原委員長 特に御質問がなければ、本日の日程で報告 9、その他となっておりますが、事務局から、もしございましたらどうぞ。

教育政策課長 特にございません。

羽原委員長 それでは、報告事項は以上で終了いたします。

閉 会

羽原委員長 以上で、本日の教育委員会は閉会といたします。

午後 4 時 0 9 分閉会